

国際人権法及びその実施として 先進諸国の差別禁止法制における、差別の意味の変遷

Changes in the meaning of discrimination in international human rights law and anti-discrimination legislation in developed countries as its implementation

窪 誠 (Kubo Makoto)

『人権の法構造と救済システム-人権政策論の確立に向けて』金子匡良,山崎 公士,嘉藤亮編著「第1章 人権の歴史—その動態と認識支配」法政大学出版社、2023.3、9-46頁。

人は、教えられた概念＝言葉によって世界を認識＝構築する。よって、支配者は、概念を道具として、人間の認識そのものを支配する。かつて、ヨーロッパのカトリック（＝普遍主義）教会は、神という普遍的な概念を用いて、人々を支配した。神がないはずの仏教においても、因果応報という概念を用いて、差別を正当化した。¹人類の歴史において、宗教のみならず、哲学、科学、法学など多くの知は、生産活動に直接かかわりのない支配者によって、支配のために構築されてきた。本稿は、欧米のとりわけ英米の支配者が、「人権の普遍性」なる概念を創造して、かつてのカトリック教会と同じく普遍的世界支配を正当化してきたことを明らかにする。まず、人権の歴史として最も頻繁に語られている人権世代論がおとぎ話にすぎないことを明らかにする。つぎに、それでは、人権の歴史とはどのように語られるべきなのかという疑問に対して、誰のための人権かという視点から考察する。有名なジョン・ロックが、支配者のための人権を見事に正当化したことを明らかにする。すると、人権の歴史的動態とは、支配人権とそこからの解放を求める被支配者による解放人権との間の拮抗であることが論理的に導かれる。その動態を国際連盟、国際連合、世界人権宣言、国連ウィーン世界人権会議における議論を通じて明らかにする。そのうえで、解放人権の闘いを検討する。最後に、日本における認識支配状況を検討する。

¹ 「仏教には、前世の行為が現世に結果として表れる「業報輪廻説」があり、差別される境遇にあっても前世の悪因によるものだからと諦めさせる「悪しき業論」が差別者固定に利用された。[中略]昭和56年に教派を超えて「『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議」が結成された。「差別と芸能、宗教の関わり 直間インタビュー 猿まわし師 村崎太郎さん」2013年3月23日付中外日報。